

WTO漁業補助金協定のポイント

1. 対象(1条)

WTO補助金協定の定義に基づく漁業補助金
(養殖や内水面漁業に対する補助金は含まれず、海面漁獲漁業に対するもののみが協定の対象)

2. IUU漁業に対する規律(3条)

- 違法・無報告・無規制(IUU: Illegal, Unreported, Unregulated)漁業に対する補助金を禁止(3. 1条)。

3. 乱獲資源に対する規律(4条)

- 乱獲状態にある資源に関連する漁業に対する補助金は禁止する(4. 1条)ものの、
- ①資源管理等の「その他の措置」により資源回復を促している場合や②補助金自身が回復を促進する場合には、補助金供与が許される(4. 3条)

4. 無管理公海に対する規律(5. 1条))

- 沿岸国及び地域漁業管理機関(RFMO)※の管轄外における漁業に対する補助金は禁止(5. 1条)。

※RFMO(地域漁業管理機関): 水産資源の保存・持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。沿岸国・地域及び高度回遊性魚種を漁獲する国等が参加し、対象資源の保存管理措置等を決定。

5. 通報や透明性

- 漁業補助金の対象となる漁業の種類や漁獲量、資源状態、保存管理措置等をWTOに通報(8. 1条)。
- 上記情報は、定期的開催される委員会において審査され、他の加盟国には質問の機会が与えられる(8. 6条・9. 2条)。

※ なお、MC12 後も交渉を継続し、より包括的な協定となるように追加の規定の策定を目指す(12条)。